

令和7年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）

総括研究報告書

研究代表者 上條 英之 東京歯科大学歯科社会保障学 客員教授 上條英之

研究要旨

令和7年1月に厚生労働省の労働政策審議会がとりまとめた「今後の労働安全衛生対策」で歯科口腔保健について、普及啓発を進めていくことが提言されたことを受け、令和6年3月に策定した事業場の歯科口腔保健に関する事例集等の改定・充実を目的として、先進的に歯科口腔保健事業を実施している事業場を対象に調査を実施したところ、事業場で歯科口腔保健事業を実施する際の障壁として、費用や人的資源の不足、実施方法の不明確さがあげられ、標準化されたプログラムや実務的支援の必要性が明らかとなった。

なお、先進的取り組みをされている事業場を選定しての調査の結果から、多くの事業場で何らかしらの事業展開が歯科口腔保健についてなされており、一部の事業場では事例策定のためのヒアリング調査の協力が得られる目途が立ち今年度は株式会社ナカニシ、富士通株式会社、YKK 株式会社黒部事業所の3社の歯科口腔保健事業のヒアリング調査を行った。

株式会社ナカニシの場合、健康経営の枠組みの中に歯科口腔保健を位置づけている点が特徴で、健保の巡回歯科健診が実施可能な事業所では全従業員を対象に歯科健診や口腔保健指導、受診勧奨などを通じて、従業員の口腔健康管理を体系的に行っていた。また、富士通株式会社の場合、社長直轄の健康推進本部が中心となり、予防に特化した歯科口腔保健事業を個別アプローチとポピュレーションアプローチの両面から積極的に行われており、長年の各施策の効果でセミナー等の受講率等から従業員の歯科口腔への関心の高さや組織風土が伺えた。なお、YKK 株式会社の場合、1984年から40年以上歯科健診を継続し、事業所内の健康管理センターに常勤・非常勤の歯科医師および歯科衛生士を配置し全従業員に「2年に1回の定期歯科健診」を実施し、長期にわたって歯科健診を含むデータ蓄積を次の事業対応へ反映させる努力がなされていた。

2022年度厚生労働科学研究補助金で作成した「産業歯科保健に関するリンク集原案」をもとに「職域における口腔保健指導のためのリンク集(2025年度版)」を作成した。なお、本リンク集は職域での活用が期待されるリーフレット、マニュアル、動画、PPTなどの媒体が公開されているサイトを中心に収集を行い今後、関係機関のHPでのリンクをさせることとしている。

令和4年（2022年）の労働安全衛生法関係法令の改正を踏まえ、従来の特殊健康診断に加え、リスクアセスメント結果に基づき必要と認められる場合に実施する「リスクアセスメント対象物健康診断」が2024年に創設されたことを踏まえ、化学物質管理の新たな枠組みに対応する歯科医師の実務支援を目的として、リスクアセスメント対象物歯科健康診断のガイドブックの改定を行った。

A. 研究目的

1) ヒアリング対象となる事業場選定のための調査実施

令和6年3月にとりまとめた「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」の改定・増補を行うため、ヒアリング対象となる事業場を選定し、新たな推進事例に関する情報を得ることを目的として調査を実施した。

2) 事例集の見直しのためのヒアリング調査の実施

令和6年3月に策定を行った「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を進めるための評価指標」について、改訂・増補を行うため、3か所の事業場について、ヒアリング調査を行った。

3) 「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の作成

2022年度の「産業歯科保健に関するリンク集原案」の改訂を行い、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」として内容を充実させるとともに、広く普及させることが本研究の目的である。そのため、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」では、掲載するリンク先から必要に応じて掲載許可を得ることとし、冊子版も作成して関係機関に配付する等、広く活用されるための普及活動も行うこととした。

なお、本リンク集は2022年度の「産業歯科保健に関するリンク集原案」と同様に、網羅的なリンク集を目指すのではなく、職域で活用できそうなリーフレット、マニュアル、動画、PPTなどの媒体が公開されているサ

イトを中心に収集している点を特長としている。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

令和6年(2024年)4月1日から開始されたリスクアセスメント歯科健康診断の周知のため策定されたリスクアセスメント対象物歯科健康診断に関するガイドラインについて、新たに臭化水素で短時間濃度基準値が設定されたこと等を踏まえ、ガイドラインの見直しを行うことが本研究の目的である。

B. 研究方法

1) ヒアリング対象となる事業場選定のための調査実施

質問紙を作成し、対象事業場について

(1) 健康経営度調査(経済産業省)で歯科口腔保健の取り組みがなされている事業場

(2) 日本産業衛生学会産業保健看護部会会員の調査から対象となりえる事業場

(3) 保険者における歯科口腔保健の取組事例(厚生労働省保険局とりまとめ)

(4) 歯科保健事業功労者厚生労働大臣表彰の職域部門で表彰された事業場

等から31事業場を選出し、これらの事業場に対して、令和7(2025)年秋に調査票を郵送した。

2) 事例集の見直しのためのヒアリング調査の実施

調査を実施した事業場のうち、ヒアリング調査への協力が得られた事業場を選定し、令和7年度は、株式会社ナカニシ、富士通株式会社、YKK株式会社黒部事業所の3つ

の事業場に対して調査を実施した。

こちらであらかじめ作成したフォーマットにより事前に情報を収集した後、2026 年 1 月から 2 月にかけてヒアリング調査を実施した。

ヒアリングの主な内容（ヒアリング前の情報収集を含む）は、

- 1)企業の基本情報（業種、従業員数、平均年齢、事業所内の産業保健スタッフ、活用している事業場外資源）
- 2)歯科口腔保健指導や健康相談、歯科健診に関する事業の内容等がわかる資料

（ヒアリングの主な内容）

- 1)歯科口腔保健に関する事業の詳細と取り組むことになった背景や課題
 - 2)実施している歯科口腔保健に関する事業や取り組みの概要
 - 3)社内、社外での体制の構築
 - 4)取り組みの計画作成、実施内容、結果の評価
 - 5)実施している事業の費用等
 - 6)その他（取組で苦労した点、取組を成功させるためのポイント等）、
- とした。

3)「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】の作成

リンク集について、以下の方法で作成を行った。

（1）リンク集におけるテーマの確定

本研究では「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」に掲載するテーマを確定するため、2022 年度のリンク集原案で使用したテーマをオンライン会議において再検討し、「ナッジ」を追加するなど、テーマの一部改訂を行った。

（2）リンクの改訂作業

分担研究者および研究協力者（以下、リンク集分担者）にリンク集のテーマを分担してもらい、職域における口腔保健指導に活用できそうなリンクの改訂作業を行った。2022 年度のリンク集原案から継続して掲載を予定するリンクについてはリンク先の変更の有無を確認し、新たに活用できそうなリンクが見つかった場合には追加掲載することとした。なお、今回作成した「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」では、公的機関から発信されている情報を中心に掲載した。

（3）リンク先からの掲載許可の必要性の確認

リンクの改訂作業がある程度進んだ段階で、各リンク集分担者に対して、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」に掲載予定のリンク先から必要に応じて掲載許可を得てもらうように依頼した。

リンク先に掲載許可を依頼する場合の具体的な対応は、別紙 1 表 1 の通りである。原則として、リンク先にリンクポリシーがある場合にはそれに従い、リンクポリシーがない場合にはサイトに記載されている問い合わせ先を通じて掲載許可を依頼した。

なお、掲載許可の依頼方法には Web 上の問い合わせフォーム、依頼状の送付、メールによる問い合わせなどが考えられたため、各リンク集分担者が対応しやすいように、それぞれの依頼方法に合わせたフォーマットを準備した。

(4) リンクの集約、リンク集の作成

各リンク集分担者から、リンク先の掲載可否や問い合わせ先からの返信待ちなどの状況を報告してもらい、2026年2月初旬の時点でリンク集に掲載可能と判断したリンクを集約し、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の冊子版とPDF版の作成を行った。

「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の冊子版はリンク集の印刷物として作成したものであり、厚生労働省や日本歯科医師会、日本産業衛生学会等の関係先に送付し、広報媒体としての役割を期待するものである。また、PDF版は掲載されたURLをクリックすれば、目的のサイトに移動する実用的なリンク集である。厚生労働科学研究成果データベースや日本産業衛生学会産業歯科保健部会のサイトから入手できるように準備しており、産業保健の現場で広く活用されるために普及活動を行っているところである。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

本研究班で、小委員会を設置し、労働衛生を専門とする有識者および労働衛生コンサルタントを含む研究分担者6名と研究協力者5名により年3回（第1回：2025年6月10日、第2回：11月6日、第3回：2026年1月8日）の小委員会会議の議論を経てガイドブックを分担執筆を行うこととした。

C. 研究結果および考察

1) 事例集の見直しのためのヒアリング調査の実施

(1) 過去4年間に実施した保健事業の実

績

THP指針に基づき、過去4年間、事業所従業員に対して実施した保健事業については、「メンタルヘルスケア」および「保健指導」が8件と最も多かった。ついで、口腔保健指導は、7件であった。口腔保健指導の具体例として、歯科検診時における歯科衛生士による指導等が回答されていた。

本調査の対象事業場は、先進的に歯科保健事業を推進している事業場を選定したため、口腔保健指導および歯科健康診査は、高い割合で実施されていた。しかしながら、実施内容や実施体制は、多様であり詳細なヒアリング等のさらなる調査が必要であることが示された。

(2) 歯科口腔保健事業に関する今後の協力意向

回答があった9事業場のうち、6事業所については、ヒアリング等の今後の協力意向が示された。

(3) 歯科口腔保健事業を実施する場合の障壁

事業所で歯科口腔保健事業を実施する場合の障壁については、「費用がかかる」が最も多く4件であった。ついで「業務が忙しく、手が回らない」3件、「やり方がわからない」2件であった。

歯科口腔保健事業の実施における障壁として、「費用」「人的・時間的余裕の不足」「実施方法の不明確さ」が主な要因としてあげられた。これは、事業場における歯科口腔保健事業が必須業務として認識されていないことに起因する構造的課題である可能性がある。「やり方がわからない」という回答もみられており、プログラムの標準化と普及の必要性が示唆された。

3) 事例集の見直しのためのヒアリング調査

(1) 株式会社ナカニシの場合

1. 事業所の基本情報

株式会社ナカニシ本社は栃木県鹿沼市に所在する精密機器製造業である。従業員数は派遣含め約1,581名（平均年齢40.8歳）である。事業場内の産業保健スタッフとして、産業医（嘱託）1名、産業看護職（常勤）3名のほか、歯科技工士1名が配置されていた。

企業トップである社長自らが予防歯科の大切さを知り、従業員自身が口腔健康の重要性を理解し実践することが全身健康にも良い影響があると認識し2015年から歯科口腔保健活動を推進している。

2. 取り組みについての方針の表明（社長メッセージ等）や社内の通知方法

健康経営宣言として社内外に「歯の健康」についての取り組み推進を発信。社長自ら朝礼等で「歯科健診受診率100%」「むし歯ゼロ」などの口腔保健に関するメッセージを発信している。

3. 体制構築の方法

a. 事業場内の体制

人事部の健康増進課として産業保健スタッフを配置し、健康施策を実施、推進している。

b. 事業場外資源の活用

東京薬業健康保険組合が委託している巡回歯科健診業者が歯科健診や個別保健指導を実施している。

・活動の認識醸成

歯科医院受診状況の確認を毎年繰り返し続けることで、「歯科医院へ受診したら報告す

る」という認識の醸成ができてきている

4. 取り組みに係った費用と内訳

巡回歯科健診費用事業所負担 200 円/人×1,244 名分 248,800 円

歯科クイズ参加賞物品購入費 300 円/人×540 名分 162,000 円

5. 取り組みの実施に関して参考になった資料や URL

健康いきいき職場づくりフォーラム -

<https://www.ikiiki-wp.jp/>

その他、各社の健康経営に関するホームページ

6. その他の特徴

株式会社ナカニシの取り組みは、口腔衛生に携わる企業の特性を背景として、歯科口腔保健を健康経営の枠組みの中に位置づけて推進している点に特徴がある。社長自らが「歯科健診受診率100%」や「むし歯ゼロ」といった具体的な目標を掲げてメッセージを発信していることは、従業員の健康意識の向上や活動の定着に大きく寄与していると考えられる。

また、健康づくりスローガンである「7つの健康習慣」の中に口腔健康習慣を位置づけることにより、歯科口腔保健を他の健康施策と統合した形で推進している点も特徴的である。

なお、歯科健診受診率は98.9%と非常に高い水準であり、う歯保有者の歯科医院受診を社内メールや対面での確認を継続的に行うことで「歯科医院へ受診したら報告する」という認識が従業員の間で醸成されつつある。これは職域における歯科口腔保健活動の取り組み開始から産業保健スタッフが工夫を重ね着実に取り組みを続けてきた結果であり、産業保健スタッフが従業員にとって「すぐ相談に行ける」などの身近な存

在であると同える。

(2) 富士通株式会社の場合

1. 事業所の基本情報

事業としては電気機器製造業、従業員は約 37,893 名 (平均年齢 44.1 歳) であった。会社全体としての産業保健スタッフは産業医 102 名、産業看護職 (常勤) 109 名、(非常勤) 58 名、人事労務管理部門スタッフ 50 名であった。また、歯科においては歯科医師 1 名 (常勤) と歯科衛生士 4 名 (常勤) が診療担当で、歯科医師 4 名 (非常勤) と歯科衛生士 2 名 (非常勤 1 名と業務委託 1 名) が健診担当となっていた。

2. 歯科口腔保健事業に取り組むことになった背景や課題

以前より歯科特殊健診が多くのある事業所で行われていたため、同時に歯科の取り組みも行われていた。1990 年代に健康保険組合で歯科健診の費用補助を始め、各事業所において定期健康診断に合わせて一般歯科健診が実施されるようになった。2015 年に富士通ヘルスケア部門では幹部向けに日吉歯科の熊谷先生を招聘し、予防歯科ソリューションの概念実証 (POC) を開始した。2019 年からは地域限定で予防歯科セミナーを展開し、2021 年からは全社展開となり 3,000 人以上がリアルタイムで聴講し社員の口腔領域への関心の高さが明らかとなり、その後より予防を重視した取り組みがなされるようになった。また歯科と全身疾患の関係から口腔の健康を維持することが、健康的な人生を送る上で極めて重要であると認識から、2022 年 1 月より富士通グループ健康経営事務局 (健康推進本部、ER 統括部、健康保険組合) と富士通 Japan 株式会社ヘルスケア事業本部 (予防歯科チーム) が「One

Team」そして連携して社員の口腔・歯の健康対策活動を強力に推進している。目下の課題としては健康管理・行動へ繋がるための施策の効果検証と考える。

3. 取り組みについての方針の表明 (社長メッセージ等) や社内の通知方法

富士通グループ健康宣言を 2017 年に制定、2022 年に改訂して、重点施策の 1 つに「口腔・歯の健康対策」を取り入れた。

4. 体制構築の方法

事業場内: 富士通クリニック歯科部、富士通グループ健康経営事務局 (健康推進本部・ER 統括部・健康保険組合) 富士通 Japan 株式会社ヘルスケア事業本部。

事業場外資源: ライオン歯科衛生研究所、日本予防医学協会、クレセル株式会社 (歯科医院経営コンサルタント)

5. 取り組みの具体的な内容

社員一人ひとりが、自律的に自らの健康状態を維持し、生き生きと働く企業を目指すため、また社員と家族の健康保持増進の観点から、口腔の健康を実現し、全身の健康にも影響を与える歯科疾患を予防するために、富士通クリニックでの予防歯科型医療サービスで情報提供などを行っている。またヘルスリテラシーの向上と行動変容の促進、予防歯科の研修、啓発の充実・拡大 (e-Learning の周知促進、全社オンラインセミナーの継続開催)、歯科健診への健保補助対象年齢を (25、30、35、40、45。50 歳) から 55 歳、60 歳まで拡大した。さらに社員啓発 ICT ツールの検討、構築を行っている。

6. 取り組みを成功させるためのポイント
専門職だけでなく、事業部門、健保組合などと各部門でチームを組んで行うことや外部有識者の支援を得て行うことが大切である。

また社内 SNS やウェブサイトなどを積極的に活用することもヘルスリテラシー向上には重要で、さらに社外メディアも活用することで、社外から社内の取り組みを周知できる。

7. 取り組みに係った費用と内訳

口腔・歯の健康教育 e-Learning の制作と運営費用：700 万円。歯科健診：一人あたり 3,500 円であった。

8. その他の特徴

富士通株式会社では、以前より工場や研究所で歯科特殊健診が多く行われていたため、同時に歯科の取り組みも実施されていたことが歯科口腔保健事業を積極的に行っている背景にあると考えられた。

現在は歯科専門職だけでなく、事業部門、健保組合などとチームを組んで行う健康経営事務局（健康経営推進本部、ER 統括部、健康保険組合）と富士通 Japan ヘルスケア事業本部（予防歯科チーム）が「One Team」で連携してコラボヘルスとして社員や家族の口腔・歯の健康保持増進のための活動を強力に推進しており、その中心となっている健康推進本部が社長直轄の組織となっていることから、富士通が企業として従業員の健康に対して口腔保健事業も含めて積極的に取り組んでいることがうかがえた。同時に外部有識者の支援を受けたり、他企業とも情報交換を行っていることも重要な点である。

口腔保健のヘルスリテラシーの向上と行動変容の促進、予防歯科の研修、啓発のために e-Learning の周知促進、全社オンラインセミナーの継続開催、社内 SNS やウェブサイトなどを積極的に活用するといった施策も有用と思われた。またその対策がマンネ

リ化しないようにしつつ、対象者に対して必要な情報が伝わるように工夫されていた。それが健康教育の実施率：93.4%（63,587 名受講）、健康教育の有益性：93.2%。健康教育の内容理解度：97.8%、社内 SNS 口腔・歯の健康コミュニティ登録人数：3,264 名といった結果に繋がり、従業員の口腔と歯への関心の高さが伺えた。さらに熊谷先生の予防歯科セミナーを開催するなど、歯科口腔保健への関心が高い組織風土が作られていた。

（3）YKK 株式会社黒部事業所の場合

1. 事業場の基本情報

YKK 株式会社（黒部事業所）は富山県黒部市に所在する製造業で、従業員数は約 5,018 名（平均年齢 41.8 歳）である。事業場内の産業保健スタッフとして、産業医 7 名、産業看護職（常勤）9 名のほか、歯科医師 5 名、歯科衛生士 2 名が配置されている。活用している事業場外資源として、YKK 健康保険組合、新潟大学歯学部（口腔再建外科・予防歯科）などと連携している。

2. 歯科口腔保健事業に取り組むことになった背景や課題

以前は歯科疾患が非常に多く、2 次・3 次予防の必要性から 1984 年に歯科健診を開始し、事後措置のための健康管理センター内に歯科を開設した。その後、時代の変化とともに口腔保健を含む 1 次予防・2 次予防へとシフトしてきている。

3. 取り組みについての方針の表明（社長メッセージ等）

「一人ひとりが安全衛生への強い自覚を持ち、全員参加で安全衛生活動に取り組む」という社長メッセージを全社員に周知している。また、2018 年 3 月に代表取締役社長に

よる「YKK 健康宣言」を制定し、リーフレットを全従業員に配布、周知 HP にて対外的にも公表。従業員と家族の心身の健康保持・増進が企業の発展に繋がる考えのもと、会社・健保・従業員が一体となった健康づくりを推進している。

4. 体制構築の方法

a. 事業場内の体制

YKK グループ健康推進協議会や産業医会、YKK 健康保険組合、健康推進室（事務局）などが連携し、全国 9 つの健康管理センターを中心とした体制を構築している。

b. 事業場外資源の活用

新潟大学歯学部口腔再建外科・予防歯科などと連携し、歯科健診や専門的な対応を行っている。

5. 取り組みの具体的な内容

- ・歯科健康診断結果をデータベース化し、安全衛生委員会への解析結果の報告および各事業所への通達と水平展開。

- ・生活習慣病健診対象者に対する歯科健診および「歯と口の健康測定」（歯垢染め出し口腔内写真、唾液検査、口腔乾燥症検査、位相差顕微鏡による口腔細菌の描出等）の実施。

- ・歯科健診結果を受けて要指導者をクリニックに呼び出し、歯科衛生士による口腔衛生指導（歯石除去、フッ化物塗布等）の実施。

- ・健康保険組合の糖尿病重症化予防の一環として HbA1c 高値者を健康管理センターの医科・歯科でコラボレーションし、栄養指導・運動指導等とあわせた口腔保健指導の実施（コモンリスクアプローチ）。

- ・口腔再建外科専門歯科医による海外渡航前智歯（親知らず）の抜歯。

6. 取り組みの効果（結果・評価など）

- ・歯科健康診断結果をデータベース化し（昭和 58 年からデータベース化）解析

安全衛生委員会への解析結果を報告→事業部ごとの解析結果を元に各事業部への通達（PDCA）

- ・生活習慣病健診対象者：歯科健康診断と歯と口の健康測定の実施

（歯垢染め出し口腔内写真にて指導・唾液検査・口腔乾燥症検査・口臭測定・位相差顕微鏡にて口腔細菌の描出・動揺度試験など）

- ・歯科健診結果を受けて要指導者をクリニックに呼出し指導（歯周ポケット測定・歯科衛生士による染出し指導・歯石除去・フッ化物塗布・半年後の評価）

- ・HbA1c 高値者を健康管理センターとコラボレーションして、栄養指導（速食いの問診を含む）・運動指導とあわせて口腔保健指導（コモンリスクアプローチ）

- ・高齢労働者を見越して咀嚼機能検査・咬合力測定・舌圧測定・オーラルディアドコキネシス・唾液腺マッサージ

- ・コロナ禍から回復できていないが、各工場への集団歯科口腔保健指導（講演とブラッシングや歯間ブラシの実演）

- ・半埋伏知歯の抜歯 口腔再建外科専門歯科医による渡航前抜歯など

昭和 58 年から蓄積されたデータベースに基づく解析を行い、安全衛生委員会への報告を通じた PDCA サイクルを回している。また、高齢労働者を見越した咀嚼機能検査などや、コロナ禍前は各工場への集団歯科口腔保健指導（講演や実演）を行い、従業員の行動変容に繋げている。

7. その他の特徴

YKK 株式会社（黒部事業所）の取り組みは、職域歯科保健のモデルケースとも言える質

と量を有している。昭和 59 年という早期に健康管理センター内に歯科を開設し、現在に至るまで歯科医師と歯科衛生士を事業所内に抱えて活動を継続している。特筆すべきは、1980 年代から蓄積された膨大な従業員の健康情報を活用している点である。産業医と歯科医療職が連携し、HbA1c 高値者への「コモンリスクアプローチ」として医科歯科連携指導を実践していることは、全身疾患と歯科疾患の関連性を現場の指導に直接落とし込んだ極めて先進的な事例であると考えられる

3)「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」の作成

「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」については、テーマごとに収集したリンクをまとめ、個別のリンクの概要や特長がわかるように、リンク集担当者が中心となって簡潔なコメントをつけた。また、個別のリンクごとに、利用できる媒体の種類がわかるようにした。

なお、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025 年度版】」の冊子版はリンク集を印刷物で作成し、関係機関への広報媒体として作成した。リンク集に掲載された個別のリンクからリンク先に直接アクセスしたい場合には、厚生労働科学研究成果データベースや日本産業衛生学会産業歯科保健部会のサイトから公表される予定の PDF 版を活用をできるように準備をおこなってまいりたい。

なお、リンク集は時間が経つとリンク先の変更や消失によるリンク切れが起きたり、最新の情報が掲載された有益なサイトが新たに公開されるなど、定期的なメンテナンス作業が必要であると考えられる。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

今回策定したガイドブックの目次項目として、

- (1) はじめに
- (2) 事業所における化学物質の自律的管理とは、
- (3) リスクアセスメント対象物健康診断
- (4) 従来の歯科特殊健康診断とその対象物質
- (5) 歯科医師による健診の実施方法
- (6) おわりに、
- (7) リスクアセスメント健診に関わる用語集

を設定した。

また、歯科関連の 5 物質については、新たに臭化水素について、濃度基準値が設定されたことから、記載内容の変更を行った。

なお、今回策定したガイドブックについては、今後、従事者に対して、周知を図っていく上で、このガイドブックを使用することで、どの程度の従事者の知識への影響があるかを把握するため、研修を行うことでの効果把握を試みることも、普及啓発を進めていく上での方策の 1 つと考えられる。

D. 結論

1) ヒアリング対象となる事業場選定のための調査実施

本調査に回答がなされた事業場のうち、6 事業場で協力が得られるとの回答が示されたことを踏まえ、今年度、3 か所の事業場で歯科口腔保健の取り組みについて、ヒアリングを行うことが可能となった。

なお、当初の調査により、先進的な事業場で歯科口腔保健事業が一定程度実施されて

いることが判明し、その多くは健康保険組合主体であった。事業場の健康経営戦略としての位置づけは必ずしも十分ではないことが示唆された。

2) 事例集の見直しのためのヒアリング調査

(1) 株式会社ナカニシの事例

株式会社ナカニシの事例は、健康経営の一環として歯科口腔保健を推進するモデルとして位置づけることができる。企業トップの関与、産業保健スタッフを中心とした体制整備、従業員の行動変容を促す啓発活動などが相互に機能することで、職域における歯科口腔保健活動が継続的に推進されている点は、他の事業場にとっても参考になると考えられた。

(2) 富士通株式会社の事例

富士通株式会社の事例においては、長期にわたり社長直轄の健康推進本部が中心となり、予防に特化した歯科口腔保健事業を個別アプローチとポピュレーションアプローチの両面から積極的に行っており、各施策はこれから歯科口腔保健事業を開始する企業にとって非常に参考となる活動を実践していると考えられた。

(3) YKK 株式会社黒部事業所の事例

YKK 株式会社（黒部事業所）における歯科口腔保健事業は、長年にわたるトップの理解と豊富な社内資源（歯科医師・歯科衛生士の配置等）を最大限に活用した先進事例で、特に、「2年に1回の定期歯科健診」を全従業員に対して着実に実施し、その結果を他の医療情報と関連づけて長期にわたりデータ蓄積している点は、本事業所の最大の強みである。蓄積されたデータの活用がなされるとともに、継続的な取り組みがな

されていることは、今後の職域での歯科保健活動の先進事例と位置付けられる。

3) 「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の作成

本研究では、職域における歯科保健活動を円滑に行うために、「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」の冊子版とPDF版を作成した。冊子版は関係機関向けの広報媒体としての役割を担い、PDF版は職域において口腔保健指導に係る情報提供を行う実用的な役割を持たせるようにしたことで、産業保健の現場で広く活用されることが期待できると考えている。

今後は関係機関とも連携しつつ、学会の機会等も利用して「職域における口腔保健指導のためのリンク集【2025年度版】」を広く活用してもらうための普及活動を行う予定である。

4) リスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックガイドブックの改定

リスクアセスメント対象物健康診断に関する制度の概要、対象物質、診査方法および関連用語の理解を整理し、化学物質管理の新たな枠組みに対応する歯科医師の実務支援を目的として、事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブックの原案を作成した。本ガイドブックが労働衛生に従事する歯科医師の一助となることを期待する。

E. 研究発表

特になし。ただし、各分担研究者の発表については、それぞれの記載欄で記載を行った。

F. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
特記事項なし
2. 実用新案登録
特記事項なし
3. その他
特記事項なし